

#### まちづくり活動支援事業について

- ・補助金はもらうのが当たり前という市民の意識を変える必要がある。補助というのは基本的に市民が行っていることに対し、軌道にのるまで補助しようという性質のものであるので、永遠に出すということは市の直接事業に該当する。その辺りを、声を大にして言っていかななくてはならない。
- ・公募で、終期を設け、一部負担を求める必要がある。
- ・報告は文書だけでなく報告会を実施する必要がある。
- ・旧大井川町の活動に対する特例補助金の対象は他の補助金と重複していると思われるものがあり調整する必要がある。
- ・申込の手続きを見直し、丁寧に対応する必要がある。
- ・補助金の交付に関し、現在、一般公募の審査員5人のうち市の職員は1人とし、市民目線で見れる人が必要である。

#### 市民協働について

- ・市民の協働に対する意識がまだ低いレベルにあるので、広報を上手に行い、市民が喜んで取り組めるようにすれば、うまく回転していくと思われる。
- ・そのためには、まず、市の体制をもっと充実し、専任組織を設けるべきである。
- ・支援はお金でなく、表彰状を出すなど市民の意識を変えることがより重要である。
- ・協働のファシリテーターを市民の中から養成する事業も必要である。
- ・市民活動センターは、市民の声が多く集まってくる場であり、市民との接点が生まれてくる場なので、公設民営でなく、公設公営が望ましい。